

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（登録）            第八十四条（略）            2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。            一 成年被後見人又は被保佐人            二 四（略）</p>	<p>（登録）            第八十四条（略）            2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。            一 禁治産者又は準禁治産者            二 四（略）</p>